

いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

本方針でめざす児童像

高め合う子

いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめをしない、させない、許さない＝いじめの撲滅

○学校は子どもが長時間過ごす学びの場である。その場で、子どもの安全が脅かされることを放置しない。

○いじめをしない子どもに躰けるのは大人の責任である。思いやりの気持ちを持つ人に育てる。

○仲間と仲良くします。おもいやりの心を常にもって、みんなで力を合わせて、明るく楽しい学校にします。いじめはしません、させませんと誓い、行動する。

保護者との連携

- ・いじめをしない、させないことを躰ける。
- ・ささいなことでも学校に相談して、子どもの不安や悩みを早めに解決する。
- ・PTA活動や学校行事に進んで参加して、交流を深める。

いじめ対策委員会

- ・いじめの防止・早期発見・対応に関する措置を全職員が一致協力して行うため、その中核となる組織として設置し、関係機関との連携の窓口とする。
- ・管理職、生活指導主任、養護教諭、学級担任等が参加する。
- ・場合によっては、生活指導協議会（職員全体会）に置き換えて実施する。

関係機関等との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきものであれば、躊躇することなく警察と連携する。
- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

		学校（教職員・児童）の取組	保護者・地域の取組
①	いじめの未然防止について	<ul style="list-style-type: none"> ・おもいやりの心を育て、いじめゼロをめざす ・校内指導體制の確立 いじめの重大性を全教職員で認識していく。 ・人権意識と生命尊重の態度の育成 ・教育週間、おもいやりの表現週間の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・大人の責任として「いじめをしない、いじめをさせない」ことを躰ける。 ・常に子どもの様子の変化を見過ごさない目を持つ。 ・PTAや学校行事に進んで参加して、教師や子どもとの交流を深める。
②	いじめの早期発見について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の姿勢を児童や保護者に伝え、安心して相談しやすい雰囲気づくりをする。 ・学校の姿勢を児童や保護者に伝え、安心して相談しやすい雰囲気づくりをする。 ・子ども、保護者、地域と接する機会を多く持ち、情報収集に努める。 ・職員連絡会等で情報を共有し、校内委員会で方針を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・服装の汚れや乱れ、持ち物が無くなっていないかや、児童の様子の変化などを観察する。 ・悩みは何でも相談できるような雰囲気や普段から作っておく。 ・【地域】登下校中の児童生徒の様子を観察し、気になることがあったら学校へ連絡する。
③	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ・一体となって被害者を守り通す ・いじめられた子どもの精神的な苦痛、肉体的な苦痛を理解し、一時でも早く苦しみから解放してやることに全力を尽くす。 ・即日解決を目指す。初期対応のまずさが、いじめの問題を悪化させる。被害児童に寄り添い、誠意をもって対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。 ・事実関係の聴取を行う。その後、心のケアなど弾力的な措置等、いじめを二度とさせない対応を行う。 ・いじめの謝罪をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・我が子の話や学校からの説明を冷静に聞き、事実の確認をする。 ・いじめられた子ども、保護者に対して謝罪する。 ・大人の責任として二度といじめをさせないことを誓う。
	観衆（同調者）・傍観者（無関心者）	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを助長するようはやし立てたり、面白がったりする存在の「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が表れるよう指導する。 ・互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や観衆・傍観者にならないという気持ちを育てるよう伝える。
④	その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を学校支援会議に報告する。 	